

協議第4号

各種事務事業の取扱い（職員関係）

各種事務事業の取扱い（職員関係）について提案する。

平成16年5月27日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 2 - 3 各種事務事業の取扱い（職員関係）
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	26 - 2 - 3	各種事務事業の取扱い(職員関係)	所 管	行財政専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 給与制度	行政組織規模及び職員数等を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
2. 任免関係事務	3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
3. その他職員関係事務	新市において、統一した取扱いをする必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

( 個 表 )

1. 給与制度(第12回現況調書2~9ページ参照)

行政組織規模及び職員数等を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

2. 任免関係事務(第12回現況調書10~14ページ参照)

地方公務員法等に準拠した取扱いをしており、3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

3. その他職員関係制度(第12回現況調書15~25ページ参照)

新市において、統一した取扱いをする必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。